

三者会議試行要領

(趣旨)

第1 この要領は、建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第2条に規定する工事（以下「建設工事」という。）に係る三者会議の開催に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2 三者会議は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、建設工事の発注者（以下「発注者」という。）、建設工事の受注者（以下「受注者」という。）及び建設工事にかかる土木関係建設コンサルタント業務の受託者（以下「設計者」という。）の三者が一堂に会し、事業目的、設計条件等の情報の共有、施工上の課題及び技術提案等に対する協議を行う場とする。（以下「三者会議」という。）

(対象工事)

第3 三者会議の対象は、次に掲げる建設工事のうち、発注者が必要と認めた建設工事とする。

- (1) 高度又は特殊な技術を要する建設工事（トンネル、ダム等）
- (2) 請負対象設計金額1億円以上の工事のうち次の重要構造物を含む建設工事
函渠工（樋門・樋管含む）、躯体工（橋台）、RC躯体工（橋脚）、橋脚フーチング工、RC擁壁、砂防堰堤、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工
- (3) その他、施工上の情報共有や協議が特に必要となる建設工事

(構成)

第4 三者会議への出席者は次のとおりとし、発注者が認めた場合は変更することができる。

- (1) 発注者
総括監督員、主任監督員、監督員
- (2) 受注者
現場代理人、監理技術者（主任技術者）
なお、必要に応じて、専門の工事業者等を参加させることができる。
- (3) 設計者
管理技術者、会議内容の記録者

(事前準備)

第5 受注者は、当該建設工事締結後速やかに建設工事請負契約約款第18条第1項により設計図書
の照査及び現地調査を実施し、確認を請求する事項等（以下「確認事項等」という。）を整理し、
発注者へ通知する。

- 2 発注者は、事業目的、協議調整状況及び現地条件等の工事全般に関する事項の整理をするとともに、受注者から通知された確認事項等の内容について確認し、設計者に確認事項等を通知する。
- 3 設計者は、設計条件や留意事項を整理するとともに、発注者から通知された確認事項等について、あらかじめその内容について確認し、説明用の資料を作成する。

(開催時期)

- 第6 三者会議は、前条の事前準備の後に開催することとし、発注者が日程調整を行い、開催日時を受注者及び設計者に通知する。
- 2 三者会議は1回の開催を基本とし、発注者が必要と認めた場合には、複数回開催することができるが、2回目以降は、確認事項等が書面で簡潔に回答できる場合に限り、開催を省くことができる。

(三者会議)

- 第7 三者会議での協議事項は次の事項を標準とする。
- (1) 発注者は、事業目的、協議調整状況及び現地条件等の工事全般に関する事項等を説明する。
 - (2) 受注者は、設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査結果、仮設計画及び新技術の提案等を説明する。
 - (3) 設計者は、設計業務の成果品により、設計条件や留意事項等を説明する。

(会議結果)

- 第8 三者会議の協議記録は次のとおり作成し、内容の確認を行う。
- (1) 設計者は、三者会議の協議記録及び修正や補足が必要な図面（以下「協議記録等」という。）を作成し、三者会議が開催されない場合は、確認事項等を整理し、その回答を協議記録等として作成し、発注者に確認を求める。
 - (2) 発注者は、協議記録等の内容を確認し、受注者に協議記録等の内容の確認を求める。
 - (3) 受注者は、発注者から求められた協議記録等の内容を確認し、その内容を施工計画書に反映させる。

(費用の負担)

- 第9 三者会議に係る費用は、次のとおり。
- (1) 設計者が会議に参画するために必要となる費用は、発注者が負担する。
 - (2) 受注者が会議に参画するために必要となる費用は、対象工事に含まれる。
 - (3) その他、三者会議を実施する上で、新たな費用が発生する場合には、発注者と設計者が協議の上、決定する。

附則

この要領は、平成24年6月1日から実施する。

この要領は、平成26年8月1日から実施する。

この要領は、令和2年6月1日から実施する。

三者会議実施フロー

